

総会

配布：一般

2013年2月12日

第67会期

議事日程議題 69(C)

2012年12月20日に総会により採択された決議

[第三委員会の報告書 (A/67/457/Add.3 および Corr.1) に基づく]

67/183. シリア・アラブ共和国における人権状況

総会は、

国際連合憲章に基づき、

国連憲章、世界人権宣言<sup>1</sup>および国際人権規約<sup>2</sup>を含む関連する国際人権諸条約の目的と原則を再確認し、

2011年12月19日の66/176、2012年2月16日の66/253Aおよび2012年8月3日の66/253Bの総会諸決議、2011年4月29日のS-16/1<sup>3</sup>、2011年8月23日のS-17/1<sup>3</sup>、2011年12月2日のS-18/1<sup>4</sup>、2012年3月1日の19/1<sup>5</sup>、2012年3月23日の19/22<sup>5</sup>、2012年6月1日のS-19/1<sup>6</sup>、2012年7月6日の20/22<sup>7</sup>および2012年9月28日の21/26<sup>8</sup>の人権理事会諸決議並びに2012年4月14日の2042(2012)および2012年4月21日の2043(2012)の安全保障理事会諸決議を想起し、

シリア当局および協力関係にあるシャビハ民兵によりシリア国民に対して行われた継続している暴

---

<sup>1</sup> 決議 217 A (III)。

<sup>2</sup> 決議 2200A (XX I)、添付文書。

<sup>3</sup> 総会公式記録、第66会期、補遺 53号(A/66/53)、第I章を見よ。

<sup>4</sup> 同書、補遺 53号Bおよび正誤表 (A/66/53/Add.2 および Corr.1)、第II章。

<sup>5</sup> 同書、第67会期、補遺 53号および正誤表 (A/67/53 および Corr.1)、第三章、A節。

<sup>6</sup> 同書、第V章。

<sup>7</sup> 同書、第IV章、A節。

<sup>8</sup> 同書、補遺 53号A (A/67/53/Add.1)、第三章。

力、殺人や凶悪犯罪および人が住む近くや村への砲撃に戦車、砲兵隊や軍用機を含む重火器を使用したこと並びに人権と基本的自由の紛れもない侵害における、恣意的処刑および強制失踪についてアラブ連盟がその強い非難を表明しまたシリア・アラブ共和国政府に対しシリアの人々に対するあらゆる形態の殺害および暴力を迅速且つ完全に止めることを求めた、シリア・アラブ共和国における状況に関するアラブ連盟の全ての諸決議、とりわけ 2012 年 9 月 5 日の決議 7523 もまた想起し、

シリア・アラブ共和国における状況に関する発展についてのアラブ連盟の関連する諸決定を歓迎し、

法、市民権および基本的自由の原則に基づき平等である、社会的多元性および民主的並びに文民制度に基づく新しいシリア国家を構築することを許すであろう移行計画の即時実施と和平制度の策定をイスラム協力機構が求めた、シリア・アラブ共和国における状況に関する 2012 年 8 月 15 日のイスラム協力機構決議 2/4-EX(IS)もまた歓迎し、

シリア・アラブ共和国の主権、独立、統一および領土保全並びに国連憲章の諸原則に対する総会の強い公約を再確認し、

隣国の文民およびシリア難民の死者や負傷者をもたらした隣国へのシリア軍による砲撃並びに射撃を強く非難し、またそのような出来事は国際法に違反しそしてシリア・アラブ共和国の隣国の安全および地域の平和と安全についての同国における危機の重大な影響を目立たせたことを強調し、

シリア・アラブ共和国における暴力の拡大、とりわけ継続した広汎且つ組織的な人権の重大な侵害およびシリア住民に対するシリア当局による重火器と空爆の継続的使用並びにシリア・アラブ共和国政府がその住民を守れなかったことに深刻な懸念を表明し、

子どもにはシリア軍、情報部隊およびシャビハ民兵を含む、政府軍により実行された軍事作戦の犠牲者が含まれそして 9 歳以下の子どもは殺害や傷害、恣意的逮捕、拘禁、拷問および性的暴力を含む虐待の犠牲者でありまた人間の盾として用いられた、シリア・アラブ共和国における子どもに対する重大な侵害の発生を指摘している子どもと武力紛争に関する事務総長報告書<sup>9</sup>に懸念を持って留意し、

---

<sup>9</sup> A/66/782-S/2012/261

差別、性的および肉体的虐待、プライバシーの侵害および急襲における恣意的逮捕や拘禁にさらされている者を含む、男性の近親者を引き渡すことを強制することを含む、この文脈における女性の脆弱な状況に懸念を表明し、そして全ての性的暴力とジェンダーに基づく暴力を防止することの重要性を強調し、

更なる人権状況の悪化と戦闘により影響を受けた全ての地区への人道援助の安全且つ時宜を得た提供が確保できないことを憂慮し、

隣国および同地域の諸国へのシリア難民の流入を引き起こす暴力の拡大について深刻な懸念を表明し、

国際連合およびアラブ連盟の前合同特使の6項目提案<sup>10</sup>を履行することに失敗したことに総会の深刻な懸念を表明し、新しい国際連合およびアラブ連盟のシリア担当合同特別代表の任命を歓迎し、そして市民権および自由において平等である、社会的多元性、民主的な文民国家への平和的な移行に向けた同代表の取組に対する総会の十分な支援を表明し、

人道に対する罪がシリア・アラブ共和国において犯されたようであるとの人権理事会および安全保障理事会における国際連合人権高等弁務官により行われた声明を想起し、

暴力の停止を成し遂げまたその一層の拡大や広がり防止する緊急の必要性を表明し、

1. シリア当局および政府の統制を受けたシャビハ民兵による文民に対する、重火器、空爆および武力の使用、大虐殺、恣意的処刑、裁判外の殺害、抗議する人々、人権擁護者およびジャーナリストの殺害や起訴、恣意的拘禁、強制失踪、医学的治療の利用の妨害、拷問、性的暴力および子どもに対するものを含む虐待のような、人権および基本的自由の継続的な広汎且つ組織的な重大な違反並びに反政府武装集団によるどんな人権侵害も強く非難する。

2. シリア当局に対し、全ての人権侵害および文民に対する攻撃に直ちに終わりをもたらし、住民を守ることをそして適用可能な国際法の下でのその義務を十分に遵守することを求め、また全ての当事

---

<sup>10</sup> 安全保障理事会決議 2042 (2012)、添付書類。

者に対し、あらゆる形態の暴力に終わりをもたらすことを求める。

3. シリア当局に対し、シリアメディアと表現の自由センターの構成員を含む、恣意的に拘禁した全ての人を直ちに釈放すること、全ての拘禁施設の一覧表を公表すること、適用可能な国際法に従って拘禁状態を遵守することを確保することおよび全ての拘禁施設に対する独立監視者の立ち入りを直ちに許すことを促す。

4. 人権と基本的自由に対する普遍的尊重の促進とその遵守に基づく、種族的、宗教的、言語若しくは他の理由に基づくセクト主義または差別の余地のない、平和な、民主的なそして複数人種的な社会に対するシリア国民の憧れに対する総会の支持を強調する。

5. 人権理事会決議 19/22<sup>11</sup>に従って提出された、シリア・アラブ共和国独立国際調査委員会の報告書およびそこに含まれた勧告を歓迎する。

6. 調査委員会とのシリア・アラブ共和国の非協力が続いていることに憂慮する。

7. シリア当局が、調査委員会およびそのために活動している個人に、迅速、完全且つ拘束を受けない入国とシリア・アラブ共和国の全ての地区への立ち入りを提供することを要求しまた全ての当事者が調査委員会の職務権限を遂行することにおいて同委員会と十分に協力することをまた要求する。

8. 関連する国際連合機関に対し、シリア・アラブ共和国における人権状況について同機関に説明するため調査委員会の長を招請することを奨励する。

9. 説明責任を確保することの重要性および刑事責任の免除を終わらせることと人道に対する罪に相当する可能性がある人権侵害を含む、人権侵害に対して責任を有する者に責任をもつことを守らせることの必要性を強調する。

10. 調査委員会の報告書をフォローアップし、そして人道に対する罪および戦争犯罪に相当する可能性があるものを含む違反および侵害に対して責任を有する者に責任を取ることを守らせることを目的

---

<sup>11</sup> A/HRC/21/50.

に、国際的な、透明な、独立したまた国際法の濫用と違反の迅速な捜査を実施する必要性をまた強調し、国際社会の構成員に対し、かかる違反若しくは侵害に対して刑事責任の免除がないことを確保することを奨励する。

11. 国際司法がこの点に関して果たし得る重要な役割を更に強調する。

12. シリア当局に対し、援助を必要としている全ての住民、とりわけ避難を必要としている一般市民に対する人道支援要員の迅速、安全、完全且つ妨害のない接近並びに影響を受けた文民の人道支援およびサービスへの安全、完全且つ妨害のない接近を与えることを含む、合意された人道対応計画を直ちにまた完全に実施することを求め、またシリア・アラブ共和国における全ての当事者、とりわけシリア当局に対し、人道援助の提供を促進するため国際連合および関連人道援助機構と十分に協力することをまた求める。

13. 医療の施設、要員および車両に対する意図的なそしてくり返された攻撃並びに軍事目的のための病院を含む民間医療施設の使用を強く非難しそして全ての医療施設を適用可能な国際法に従って重火器を含む武器のない状態とすることを求める。

14. 現行の暴力の結果として、難民および国内避難民の数が増えていることに重大な懸念を表明し、暴力の結果としてシリア・アラブ共和国の国境線を越えて流入した者を支援するため隣国および同地域の諸国が行った著しい努力に総会の謝意をくり返し表明し、そして全ての関連する国際連合諸機関、とりわけ国際連合難民高等弁務官事務所および他の資金供与国に対し、シリア難民とその滞在国に対して緊急のまた調整された支援を提供することを促す。

15. 国際社会に対し、責任分担の原則を強調しつつ、シリア難民の増加する人道的必要性に対応することを難民滞在国に可能とするため、難民滞在国に対し緊急の財政的支援を提供することを促す。

16. 全ての資金供与国に対し、事務局の人道問題調整事務所および国際的な人道機構に対して、国際連合システムおよび難民滞在国により発せられた人道アピールで要請された場合には、国内で人道対応計画をより活動的に実施できるように、迅速な財政支援を提供することを促す。

17. 加盟国に対し、シリア国民に対してあらゆる支援を提供することを招請し、また加盟国に対し、国際連合人道対応努力に貢献することを奨励する。

第60回本会合

2012年12月20日